

国税徴収法による公売公告登記事務処理指針
改正 2013.7.2.[登記例規第 1500 号、施行 2013.7.19.]

第 1 条(目的)この例規は「国税徴収法」(以下"法"という)第 67 条の 2 および第 71 条の 2 による公売公告登記等に関する手続きを規定することを目的とする。

第 2 条(登記嘱託官署)①公売公告登記または公売公告登記の抹消登記は税務署長が嘱託する。ただし、韓国資産管理公社は「国税徴収法」第 61 条の規定によって税務署長を代行した場合に登記を嘱託することができる。

②個別法律でこの法の公売公告登記手続き等の規定を準用する場合には該当機関が嘱託することができる。

第 3 条(嘱託情報)①公売公告登記を嘱託するときには公売を執行する差し押さえ登記または、納税担保提供契約を原因とした抵当権登記の受付日時および受付番号と公売公告日を嘱託情報の内容として登記所に提供するべきで、登記原因は差し押さえ不動産である場合には"公売公告"と、納税担保で提供された不動産である場合には"納税担保物の公売公告"でその年月日は"公売公告日"と表示する。

②公売公告登記の抹消登記を嘱託するときには次の各号のいずれか一つに該当する登記原因と日時を嘱託情報の内容として登記所に提供しなければならない。

1. 法第 69 条により公売取り消しの公告をした場合には"公売取り消し公告"
2. 法第 71 条により公売を中止した場合には"公売中止"
3. 法第 78 条第 1 項第 1 号により売却決定を取り消した場合には"売却決定取り消し"

第 4 条(添付情報)①公売公告登記を嘱託するときには公売公告を証明する情報を添付情報の内容として登記所に提供しなければならない。

②公売公告登記の抹消登記を嘱託するときには第 3 条第 2 項のいずれか一つに該当することを証明する情報を添付情報の内容として登記所に提供しなければならない。

第 5 条(登記実行)①公売公告登記は公売を執行する差し押さえ登記の附記登記である。

②納税担保で提供された不動産に対する公売公告登記は甲区に主登記で実行する。

第 6 条(登録免許税等)①公売公告登記および公売公告登記の抹消登記を嘱託するときには登録免許税を納付しない。

②第 2 条第 1 項により登記を嘱託するときには登記申請手数料を納付しない。

第 7 条(登記記録例)公売公告登記等の登記記録例は別紙のとおりである。

附則

この例規は 2012.1.1.から施行する。

附則(2013.07.02 第 1500 号)

この例規は 2013.7.19.から施行する。

別紙：登記記録例

1. 公売公告登記

(1) 差押不動産である場合

【甲 区】 (所有権に関する事項)				
順位番号	登記目的	受付	登記原因	権利者およびその他事項
2	所有権移 転	2011年11月30日 第55001号	2011年11月28日 売買	所有者 김갑동 600104-1056429 ソウル特別市瑞草区 瑞草大路 46 路 60, 101 棟 201 号(瑞草洞瑞草ア パート) 取引価額金 120、 000,000 ウォン
3	差押	2012年1月10日 第5678号	2012年1月6日 差押(所得 1010)	権利者 国 処分庁瑞草税務署
3-1	公売公告	2012年2月10日 第2051号	2012年2月7日 公売公告(所得 1234)	

(注) 登記原因欄の括弧の中は公売公告登記を囑託した機関の部署名と文書番号を記録する

(2) 納税担保で提供された不動産である場合

【甲 区】 (所有権に関する事項)				
順位番号	登記目的	受付	登記原因	権利者およびその他事項
2	所有権移転	2011年11月30日 第55001号	2011年11月28日 売買	所有者 김갑동 600104-1056429 ソウル特別市瑞草区 瑞草大路 46 路 60, 101 棟 201 号(瑞草洞瑞草ア パート) 取引価額金 120、 000,000 ウォン
3	公売公告	2013年3月5日 第3017号	2013年3月4日 納税担保物の公売 公告(所得 1324)	

(注) 登記原因欄の括弧の中は公売公告登記を囑託した機関の部署名と文書番号を記録する

2. 公売公告登記の抹消登記

(1) 差押不動産である場合

【甲 区】 (所有権に関する事項)				
順位番号	登記目的	受付	登記原因	権利者およびその他事項
2	所有権移転	2011年11月30日 第55001号	2011年11月28日 売買	所有者 김갑동 600104-1056429 ソウル特別市瑞草区 瑞草大路 46 路 60, 101 棟 201 号(瑞草洞瑞草ア パート) 取引価額金 120、 000,000 ウォン

3	差押	2012年1月10日 第5678号	2012年1月6日 差押(所得1010)	権利者 国 処分庁瑞草税務署
3-1	公売公告	2012年2月10日 第2051号	2012年2月7日 公売公告(所得 1234)	
4	3-1 番公売 公告登記 抹消	2013年6月5日 第70901号	2013年6月4日 公売取消公告	

(注) 登記原因は第3条第2項各号中で登記所に提供された嘱託情報を記録する

(2) 納税担保で提供された不動産である場合

【甲 区】 (所有権に関する事項)				
順位番号	登記目的	受付	登記原因	権利者およびその他 事項
2	所有権移 転	2011年11月30日 第55001号	2011年11月28日 売買	所 有 者 김갑동 600104-1056429 ソウル特別市瑞草区 瑞草大路 46 路 60, 101 棟 201 号(瑞草洞瑞草ア パート) 取引価額金 120、 000,000 ウォン
3	公売公告	2013年3月5日 第3017号	2013年3月4日 納税担保物の公売 公告(所得1324)	
4	3 番公売 公告登記 抹消	2013年6月5日 第70901号	2013年6月4日 公売取消公告	

(注) 登記原因は第3条第2項各号中で登記所に提供された嘱託情報を記録する